

第4回 安城市障害者福祉計画策定委員会 会議録

日時：平成30年2月14日(水)

午後2時～午後2時45分

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者：神谷委員、加藤研一委員、服部委員、加藤重豪委員、山北委員、清水委員、飯島委員、杉浦委員、藤井委員、都築文明委員、佐藤委員、藪内委員、小川委員

欠席者：都築智委員、石川委員、中野委員、山本委員

同席者：(株)エディケーション 井川様

事務局：福祉部次長、障害福祉課長、課長補佐、障害給付係長、担当

1 あいさつ

委員長：本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。この安城市障害福祉計画ですけれども、障害者総合支援法という法律ができたことをご承知だと思えますが、それに基づきまして、従来の障害福祉計画のさらに進んだものとして、この安城市障害福祉計画、そして、平成30年度より、児童福祉法も改正となり、それに規定するところの障害児の福祉計画、これと一体的に作成ということで、この計画が存在します。障害のある人が、この頃ノーマライゼーションとはあまり言いませんが、同じように市民の中に暮らして、ともに助け合って生活できる、そういう社会を作るためにこういう計画を役所が作って、それを実行に移していくということで、広く見れば地域の福祉に役立つということです。今日はその計画の審議でして、パブリックコメントも行って、それに沿った修正もあるようなので、よろしくをお願いします。

2 議題

(1) パブリックコメントによる意見募集結果と市の考え方について

委員長：事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

・資料1 パブリックコメントによる意見募集結果と市の考え方について

委員長：ありがとうございました。今の精神障害者の定義は、直っているということですね。

事務局：議題(2)でも説明しますが、修正しています。

委員長：それから2番の件ですけれども、一度聞いただけでは理解が難しいと思います。この

基盤整備量というのは、安城市が推定できる、あるいは把握できる数量ではないということですね。

事務局：具体的には、国に数式がありまして、年代別の人口おける精神障害による入院患者の中でどれだけの人が地域に移行できるか、といったものを主に説明している数値です。これらにつきまして、施設の入院患者等の数値を具体的に把握する方法がないものですから、これは県が把握しているものだと思いますけれども、そういったこともございまして、今回市では明記しないとしております。

委員長：今の説明でなんとなくおわかりになったと思います。数字の明記は市としてはできません、ということですね。だから、この記載はこのままでいきます、というご説明です。その他、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願ひします。

A 委員：同じく2番のところですが、「当市が設置予定の保健医療福祉関係者による協議の場」というのは、これは高齢福祉課が行っている地域ケアの推進会議とは別に、障害福祉課で別途そういう会議を作るということですか。

事務局：これは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、当然今あります地域包括支援センターですとか、地域包括ケアシステムとの連携、協働でやっていく部分もありますが、今後3年間のうちに協議の場を設置するとありますので、今後高齢福祉課等と協働でやっていくのか、現在自立支援協議会内にある保健福祉の担当者会等で進めていくのかということ、これから協議をしていきます。

委員長：その他、よろしいでしょうか。それでは、ご意見ご質問がないようでしたら、議題（1）ですけれども、パブリックコメントによる修正、今ご説明いただいた通りでよろしいと、ご承認いただけますか。

【異議なし】

委員長：ありがとうございます。では、議題（1）は終了します。

(2) 第5期安城市障害福祉計画及び第1期安城市障害児福祉計画案について

委員長：議題（2）第5期安城市障害福祉計画及び第1期安城市障害児福祉計画案について、説明をお願いします。では、事務局からお願いします。

<事務局説明>

・資料2 第5期安城市障害福祉計画及び第1期安城市障害児福祉計画案

委員長：資料2の全体について、ご質問ご意見ありましたらお願いします。

1つ質問します。39ページの成年後見制度法人後見支援について、「市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします」とありますが、市民後見人というところで何か具体的にお考えのことがあれば、教えていただきたいと思ひます。

事務局：現在、先進的な都市を参考にしながら、どうやって進めたらいいか調査を始めてい

きたいと思っているところです。ですから、具体的な、こうしたい、という案はありませんが、先進的なところの都道府県を参考にしたいと考えています。

委員長：高齢者の数が増えるということで、法人後見の後見人の需要が拡大するだろうという見込みが一応あります。それから、実際に例があるけれども、障害のある人の親御さんが事実上面倒見ていたのが、親御さんが亡くなって、あるいは、親御さんに後見人が付くような事態になると、障害のある人の後見人が必要になってきます。今後、飛躍的とまではいかないまでも相当数増えると考えられます。そうすると、今の社会福祉協議会の職員だけでは、実際の活動がたぶん量的に不足するだろうということで、その支援をする人という意味で市民後見人ということであれば、私はいいと思うのだけれど、直ちに市民を後見人にするとなると、お金の管理の問題がどうしても出てきますので、これはやっぱり相当難しい問題があります。考え方としてはいいと思いますが、お金の管理ということを見ると、相当難しいだろうと思っています。社会福祉協議会の補助者的な人を増やしていくことが現実的ではないかと、私としては考えています。今後の参考としていただければと思います。他にご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

B 委員：3 ページの基本指針の中に、「地域生活への移行」「地域共生社会」というのが掲げられていますけれども、実際、地域の人たちが障害のある人をどの程度認識してくれるのかということが、難しいのではないかと思います。この委員会には町内会長連絡協議会の委員もいますので、お願いというわけではないのですが、私たちのように知的障害の親の会として、地域の人に知っていただくために、ここ2、3年、町内会長や福祉委員、民生委員の人と話し合う場を設けてきました。町内会でサロンなどが開かれていますけれども、高齢者が対象、高齢者が多いということで、障害のある人が親子でいったのですが、ちょっと場違いだった、ということもありますし、防災訓練なんかもさせていただいておりますけれども、障害を持っているために難しいこともあります。親の意識も変えて、もっと積極的に町内会に参加しなければいけないのですが、町内会でも高齢者と同じように障害のある人への理解に努めていただけたらと思います。そうしたら、地域でみんなと一緒に暮らしていけるということができるのではないかと思います。

A 委員：私たちの町内会では、障害のある人については、高齢者と同じで、従来ですと災害時要援護者支援制度の台帳で、高齢者も把握しますし、障害のある人についても把握しています。通常地域見守り活動の中では、高齢者も対象にしていますし、障害のある人も対象としています。ただ、話をしていく中では、どうしてもウェイトは高齢者に目がいってしまいますけれど、リストとしては高齢者、障害のある人は両方とも同じです。町内も見守りに関して役員の人に、違う組のものを渡しても問題がありますので、地域ごとに高齢の人がAさん、Bさん、障害のある人がCさん、Dさんという形

で、同じ一覧表の中にどこに該当しているか表示して、お渡しして、皆さんが注意していただくようにやっています。他の町内会でも、程度は異なるかもしれませんが、ベースとなっているのは災害時要援護者制度に上がっている人です。今度、避難行動要支援者となりますが、それを活用してやっています。サロンの場合も、一応高齢者で一人暮らしの要援護者となっている人はなるべく声掛けするようにしています。ただ、障害のある人については、どうしても高齢の人が中心の場で、若い人を連れてきてもどうだ、ということもあります。平日に行っていますので、私のところでも、まだ20歳くらいの人ですかね、朝、バスで施設へ通っていきまして、なかなか障害のある、特に若い人をサロンへ呼ぶことは、物理的にも難しいのかと思います。なるべく台帳にのっている人も、呼ぶように意識はしています。一人暮らしの人や、高齢者で障害のある人、車いすの人ですが、毎回ということではありませんが、家族の人が連れてきてくれます。確かに、高齢者でないと場違いだということはあるかもしれませんが。ただ、障害のある人が通う施設がある町内福祉委員会では、施設に通う人達と交流をしています。現状はこのようになっています。

それから、先ほど社会福祉協議会のスタッフのマンパワーが少ないということがありましたが、私は町内福祉委員会の立場で活動していると、地域包括支援センターが、これも全中学校区にありますからレベルの差もあるのかもしれませんが、少なくとも私たちを管轄している地域包括支援センターは本当にきめ細かく対応していただいています。サロンの開催のとき、おしりをたたかれたのも地域包括支援センターですし、月1回の会議でも毎回応援していただいていますし、本当に対応が早いし、的確で、地元としては感謝しています。この計画でも、だんだん今以上に地域包括支援センターの絡むことが増えてきまして、市や社会福祉協議会からどういう支援がセンターにいくかわかりませんが、今まで以上にご支援いただいて、スタッフの皆さんが今よりも活躍できるように考えていただけるといいかなと思います。障害の支援をしていただいて、今まで以上に活躍してもらって、皆さんが住みやすいと感じていただけたら一番だと思います。

事務局：包括支援センターにつきましては、主に特別養護老人ホームの方でやってもらっていますが、センターの機能については市からの委託ということで、費用を払ってやっていただいているということになります。今は高齢者についての活動ということになりますけれども、今後、地域共生社会など、そういった形で、包括支援センターは、それこそ子どもから障害のある人、高齢者までの窓口となるような形で進めていきたいと、短期的、中期的な目標を持っています。社会福祉協議会などつながりがうまくいっていないところもあるかもしれないものですから、それもあわせてやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

C 委員：ここ3年間防災訓練に参加しています。今年度も参加させていただきました。会場

までの、ちょっと上がったところですけど、そこまでの移動に、サルビア号、ワゴン車で送迎してもらいました。実際行くことが一番問題になるでしょう。地震なんかの災害が起きた時に、サルビア号での送迎というのは基本的に無理だと思います。それと、例えば、台帳に住所と名前が載っているでしょうけども、一人なのか、どこに寝ているのか、それが探すのが大切だと思います。昼間だとまだ探しやすいと思いますが、夜になるとさらに難しくなるのではないかと思います。また、災害時要援護者の人は本当に年1回会うくらい、顔を合わせるくらいです。お互いにどうしたいのか分からないというのが実際だと思います。ふだんの自分のところの町内のコミュニティセンター、それ自体のバリアフリーが不十分で、車いすではちょっと難しい構造になっているものですから、参加したくても難しい状態だと思います。それも含めて、例えば、2、3か月に1度などの頻度で来ていただけるといいのかなと思います。

委員長：一つは障害のある人の災害時の移動についてですね。

事務局：災害時の移動の問題について、今現在、高齢者、障害者を含めて、災害時の福祉車両を含めた人的なものについて、各事業者と協定を結ぼうと進めているところです。災害発生時に、施設の復旧が優先ですが、それまでの間に人を出せる場合に、社会福祉法人や事業所の人的または、福祉車両を持っている事業所もありますので、そういうものを出していただいて、できるだけ対応できるようなものにしていこうということで、協定を結ぼうという、まずは説明を行うということまでできています。なので、どの事業所が協定を結んでくれるかはまだわかりませんが、そのように進めていきたいと準備しているところです。

委員長：あと、コミュニケーションについてですね。支援してくれる人とのコミュニケーションの場が少ないのではないかなということですね。今の移動のことに限って言えば、移動を担当してくれる人と、実際に移動の支援が必要な人の顔がよくわかっていないなどの問題があると思います。そういうご質問だったと思います。

事務局：まだ具体的な支援内容については、課題としてたくさんありますので、順次整理していきながらやっていきたいと思いますので、今現在こうする、と回答できませんが、ご意見を踏まえて検討していきたいと思います。

A 委員：昨年12月に、私たちは西中学校区なのですが、そちらの避難所開設訓練、当日だけではなく、年間で10回くらいワークショップを行い、その最終が実際に中学で行う避難所開設訓練なのですが、そこに至るまで、何回か会議を行っています。体育館は一般の人の避難所となるのですが、障害のある人は別の教室にご案内するように行っています。避難所開設訓練は私たちのところが7番目で、あとは北中が平成30年度に行えば一巡するということになると思います。どこも同じやり方でやっていると思います。障害のある人については、体育館とは別の部屋に避難をしていただき、必要な支援が受けられるように配慮はされていると思います。ただ、災害時の福祉車両と

いうお話がありましたが、一気に回していただけたとは思えません。もともと避難行動要支援者の人については地域支援者がセットでついていますが、地域支援者が1人や2人でできるという問題ではないため、町内の福祉委員会としては、一般の活動に協力していただける地域支援者以外の人も障害のある人の家に出かけて、一緒に支援するなどを訓練に取り入れています。福祉車両を待つだけでなく、地元は地元でできることを行って、対応しています。

委員 長：この計画には災害時の移動という観点での記述はないけれども、今回は直ちに入れないとしても、その観点を検討していただきたいと思います。

ご質問、ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、今までのご意見を含めまして、この第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画の案をご承認いただくということではよろしいですか。

【異議なし】

委員 長：では、今のご意見ご質問を踏まえて、承認するというので、よろしく願います。それでは議題（3）に移ります。

(3) 答申案について

委員 長：議題の（3）答申案について、説明をお願いします。

<事務局説明>

委員 長：ありがとうございました。これは答申書の案ということで、別添の先ほどの計画案をつけてということで、これは言ってみれば、ごあいさつみたいなもので、本質は計画の方です。なので、普通のことが書かれているわけですが、なんだか盛だくさんといういろいろなことが書いてあります。ざっと読んだところ、特にここが悪い、というようなところはなかろうと思いますが、表現やもう少し入れたほうが良いことなどご意見ございましたら、どうぞお願いします。

A 委員：下から2行目のところに「事業者」とありますが、福祉関係とかは多少は入れなくてもいいのですか。

事務局：地域移行を考えると、福祉に限らず、あらゆる事業者という考えがあり、ご理解いただきたいと思います。

委員 長：例えば、地域のお店やスーパーなども念頭に入れているということですね。

D 委員：細かなことですが、安城市長、委員長の下に「安城市障害福祉計画の策定について（答申）」とありますが、答申をする側は安城市障害者福祉計画、冊子の6ページをみると、言葉の位置関係が、障害者福祉計画が障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画の3つを包括した概念区分ということになります。そうすると、委員長名の上にある、障害者福祉計画を策定したのがこの委員会だとすると、「（答申）」の前は障害者福祉計画となり、児童が抜けてしまう形になるのかと思います。この上の委員

会名との整合性をとったほうがいいかと思います。その下の本文2行目の、「安城市障害福祉計画の策定」となっていますが、これはどちらになるのでしょうか。「者」が入るか入らないかによって区分が変わってくるように思われるので、その統一をされるべきではないかと思いました。

事務局：おっしゃる通り、安城市障害者福祉計画というのが3つの計画をまとめたという形になっています。第1回の策定委員会のときに諮問を行っているのですが、ここでの諮問の文言が「安城市障害福祉計画の策定について」ということで、この答申についても同じ文言としています。

安城市障害者福祉計画策定委員会というのは、条例で決まっています、安城市の附属機関として決まっています。なので、この委員会の名称は条例で決まった名称とご理解ください。それから、諮問が平成29年6月22日付けということだったのですが、ここで障害福祉計画となっています。途中で、去年の4、5月ですか、その時に初めて児童の福祉計画という話が出てきましたので、その当時には障害者と障害児の区別がなかったものですから、こういう名称が入っているということになります。ということもありまして、本来、障害者福祉計画というものは6年間のものがありまして、あくまでも今回変えるのは障害福祉計画の3年のものとなります。そのため、このような書き方となる非常に紛らわしい理由があります。ご了承いただきたいと思います。

委員長：紛らわしいですね。安城市障害者福祉計画と安城市障害福祉計画、安城市障害児福祉計画と分かれていて、委員会の名前は条例に書いてあるから仕方がないと、本当に紛らわしいですね。間違えてると思いますよね。障害者総合支援法で市町村の障害福祉計画を作りなさいという法律がありまして、障害者基本法には障害者計画と書かれていて、障害者総合支援法ができたので、今後は障害福祉計画と統一されると思います。

E 委員：答申というのは、今見ているこれをつけて、市長に、お願いしますと出すのですか。そうすると、中身が多岐にわたっているの、要するに今回の計画では何と何をやるのかと聞かれないのですか。これとこれとこれを改善します、とわかる別表のような、数値目標なら数値目標のところをまとめて、次期はこのようになります、といえるようなものがあると思いますが、たくさんのが混ざっていて難しいなとも思います。こういう観点はこういうことがポイントで進みます、のように何かきちんとなっていないと、市長が答申を受けて、どうなるんだと困るようじゃ困ると思います。数値目標のようなところを整理して、こうなりますというようにしてもらいたいと思います。

委員長：同感です。はっきりした数値目標を立てて、もうちょっと具体的な計画を立てたほうがいいのではないかと、ご意見ですが、どうでしょうか。

事務局：こちらの計画案につきましても、市長をはじめ、議会や市民にも説明しております。

その中で、この委員会で計画案を策定しましたという答申をお願いしたいと思います。

委員長：確かに多岐にわたっていますので、なかなか単純明快にはいかないとは思いますが。

ただ、貴重なご指摘だと思います。ぜひ、受け止めていただきたいと思います。

他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。文章についてはこれでよろしいでしょうか。特に、ここがおかしいとかご指摘がない限りは、答申書の文章そのものとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

委員長：それでは、ご承認いただいたということで、議題（3）を終わります。

この答申案は、副市長が来ていただいて、答申をお渡しします。答申の準備がありますので、それまで少し休憩とします。

3 答 申

委員長から副市長に答申を行う。

副市長：皆さん、こんにちは。日頃の市政全般に渡り、特に障害福祉計画、この策定につきましても、大変ご苦勞、いろいろな面で取り組んでいただいたことを、改めて感謝いたします。ただいま、安城市障害福祉計画の答申をいただいたことにつきまして、一言お礼を申し上げます。この計画の策定につきましては、委員長をはじめ、ご出席の皆様には、平成29年6月22日の第1回策定委員会に諮問させていただいて以来、8か月の長きに渡り審議を賜りまして、誠にありがとうございます。本市におきましては、昨年4月にスタートした地域生活支援拠点を中心に、地域包括ケアシステムと連携し、誰もが地域で支え合い、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会の実現をめざしてまいります。また、今年7月に開所予定の子ども発達支援センターにおきましては、児童の発達に関する相談や療育の機能を集約いたしまして、18歳まで切れ目ない支援を行うことで、障害児支援の充実にも努めてまいります。皆様方にもそれぞれのお立場におかれまして、ご支援いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます、お礼のあいさつとさせていただきます。本日は、誠にどうもありがとうございました。

4 今後の予定について

事務局：今後の予定について、説明します。まず3月1日（木）にパブリックコメントの結果につきまして、広報、市公式ウェブサイト、各施設にて公表します。計画完成後になりますが、4月の中旬ごろを予定しておりますが、完成しました計画書と計画書の概要版を配布する予定です。委員の皆さんには郵送にてお送りする予定です。また、今後、誤字脱字等がありました場合、ここから若干の修正をさせていただく場合もあるので、ご了承くださいたいと思います。

(以上)